

磯部圭太です。

よろしくお願いいたします。

はじめに、データを活用した公民連携の取組について伺います。

本年 3 月に「横浜市官民データ活用推進基本条例」が議員提案によって制定されると共に、4 月には条例制定を受けて全庁的な体制でデータや ICT を活用することで地域課題の解決や経済活性化を進めていくために「オープンイノベーション推進本部」が発足するなど、本市ではデータを活用した公民連携の取組が全国に先駆けて始まっていると認識しています。そのような中で本市に本社を置く IT 企業である株式会社アイネットが、本市のオープンデータを活用して保育施設・事業情報ウェブサイト「働くママ応援し隊」を 6 月に開設し、運営しています。そこで、

(1)「働くママ応援し隊」のウェブサイトが開設された経緯について、政策局長に伺います。

【政策局長答弁】

「働くママ応援し隊」は、当事者目線に立って、各保育施設・保育事業の特徴等がわかりやすく、いつでも、どこでも検索できるようにすることで、それぞれの子育て家庭のニーズに合った施設や事業の情報を入手しやすくするものであると考えています。

このように民間企業の技術やノウハウを活用して、子育て世代にとって切実な保育施設、保育事業の情報を市民にわかりやすく発信、提供するといった取組は、極めて重要だと考えています。

ただ、行政としては、オープンデータという形で民間企業に子育て支援の情報を提供するだけでなく、こうしたサイトそのものの存在を、情報を必要とする子育て世代の市民に周知していく必要があると考えます。そこで、

(2)「働くママ応援し隊」のウェブサイトの存在を市民にどのように周知しようとしているのか、政策局長に伺います。

【政策局長答弁】

社会の情報化が進むと共に、市民の暮らしが多様化し、市民生活の課題がますます複雑化する中で、オープンデータを活用し、民間企業などと連携しながら、市民に対してタイムリーかつわかりやすく行政情報を提供して行く取組は、子育て支援の分野に限らず、大変重要なことだと考えます。

特に本市の場合、アイネットのように先端的な技術やビジネスノウハウを持つと共に、地域に貢献しようとする企業が多く集積していると考えます。そこで、

(3) 今後、本市としてデータを活用し、公民連携で課題解決をより一層進めて行くべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

【市長答弁】

公民連携の取組を進めて行くにあたって、あらゆる政策分野にオープンデータの活用や最先端のデジタルテクノロジーを導入していく事が今後、ますます求められて行くと考えます。

具体的な成果を着実に積み重ねて行くことで、このような時代の流れを本市が先導していくよう要望して、次の質問に移ります。

次に、消防車両等の適正更新について伺います。

救急車のサイレン音を聞かない日はないと言っても過言ではない昨今、昼夜を問わず鳴り続く119番要請に緊張感をもって取り組んでいただいている日々の活動に感謝申し上げます。

救急車は、1分1秒でも早く現場に到着するために、通常我々が運転する以上に車両には大きな負荷がかかり、消耗が激しいのではなかとと思います。さらには、現場ではエンジンを回しながらの活動が続き、車内では傷病者の観察や救命処置が行われるわけで、走行距離以上に大きな負荷がかかっていると考えます。

そのため、救急車の更新基準を「6年以上又は10万キロ以上」として、順次更新に取り組んでいるものの、28年度に更新した11台の平均走行距離は約20万1千キロであり、10万キロを大きく超過しています。また、6年では更新できず、引き続き使用している救急車もあると聞いています。

私の車は、8年9万キロ。今の車はきちんと点検整備、メンテナンスを行ってれば、10年20万キロはゆうに走ると思いますし、市長は長年自動車業界におられましたので私より車のことはお詳しいと思います。

しかしながら、それは通常の車両、通常の運転での話しであって、人の生命を守る緊急車両という特殊性を考えると、リスクは早め早めに対応していく必要があるのではないかと考えます。そこで、

(1) 更新年数を超過した救急車が車両トラブルによって救急活動ができなくなった過去5年間の件数とその時の対応について、消防局長に伺います。

【消防局長答弁】

直ちに近隣の救急隊を出場させたとしても多少の遅れが発生すると思います。救命処置を行う救急隊の現場到着の遅れや医師へ引き継ぐための病院搬送の遅れは、傷病者の容態にかかわってくると思いますが、過去5年間5件の中で、

(2) 傷病者の容態に影響した事案について、消防局長に伺います。

【消防局長答弁】

車両の維持管理にはとても気を使って取り組んでいるとも聞いていますが、車両の劣化を止めることはできません。

たまたま傷病者へ影響のあった事案はないとのことですが、もし重篤な傷病者への要請の際に、同様の事案が発生した場合は、取り返しのつかないことになりかねません。

救急車を始め、近年劣化が進んで問題となっている消防艇など、消防局で保有するあらゆる消防車両等をしっかりと予算を確保したうえで、更新していく必要があると思います。そこで、

(3) 消防車両等の更新状況に対する見解について、市長に伺います。

【市長答弁】

高齢化の進展に伴い、救急需要も年々増加しています。市民の生命を守るためにも消防車両等をしっかりと更新していただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、保育所における障害児の受入れについて伺います。

保育所入所を希望される方の状況は様々であり、その中には、障害や発達上の課題が見られる子どももいますが、

(1) 現在、市内の保育所での障害児の利用人数について、こども青少年局長に伺います。

【こども青少年局長答弁】

市民の方々が保育所の利用を希望する場合には、住まいの区役所に保育所の利用申請を行うことになっており、申請を受けた区役所は、申請者の希望や保育所の状況等を確認して利用調整を行い、入所する保育所を決定しています。

障害のある子どもの保育所入所については、様々な配慮や支援が必要であると考えますが、

(2) 保育所入所の利用調整をする際、どのような配慮をしているのか、こども青少年局長に伺います。

【こども青少年局長答弁】

障害のある子どもの保育所入所の申請にあたっては、事前に相談をさせていただいている
とのことですが、保護者の理解や協力も必要であると考えます。そこで、

(3) 障害児の保育所利用について、保護者からどのような意見が出ているか、こども青
少年局長に伺います。

【こども青少年局長答弁】

働いている保護者の立場からすれば、保育所が必要であり、障害がある子どもであって
も、保育をしてほしいと望んでいます。

しかしながら、その子どもの障害にあった安全な保育をするためには、受け入れる保育
所側の理解も必要であると考えますが、様々な課題があるのではないかと考えます。そこ
で、

(4) 障害にあった安全な保育をするために、どのように臨んでいくか、市長に伺います。

【市長答弁】

障害に対する保育所の理解が進み、障害の有る、無しに関わらず、保育が受けられる子
どもが増えていくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、多頭飼育の現状と問題への対応について伺います。

昨今、犬や猫の多頭飼育問題を耳にします。飼い主が飼育できる限界以上に犬や猫を増
やしてしまい、ついには飼育を放棄してしまう、いわゆる多頭飼育の崩壊が社会問題にな
っています。そこで、

(1) 平成28年度の市内での多頭飼育による苦情相談の状況について、健康福祉局長に
伺います。

【健康福祉局長答弁】

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼い主の責務として、動物を適正に飼育し、
その健康・安全を保持するとともに、動物が人に害を加えたり迷惑を及ぼしたりしないよ
う規定するとともに、動物がみだりに繁殖して適正飼育が困難とならないよう、繁殖への
適切な措置に努めることを定めています。

しかし、実際には本市でも飼育している犬や猫が増えすぎてしまい、飼育困難となり、
多頭飼育につながるケースがあると考えています。そこで、

(2) 平成28年度以降で飼育困難になり複数頭引き取りを行った事例を健康福祉局長に伺います。

【健康福祉局長答弁】

増えすぎてしまい飼育困難に至るまでには、様々な状況が考えられますが、

(3) 多頭飼育問題が発生する要因について、健康福祉局長に伺います。

【健康福祉局長答弁】

多頭飼育問題の防止は、法の定めのように飼い主の責務ですが、行政としても飼い主に對して適切な対応を行うことが欠かせません。そこで、

(4) 今後多頭飼育問題へどのように対応していくのか、市長に伺います。

【市長答弁】

多頭飼育問題をはじめとする様々な動物問題に對し、動物行政を担当する生活衛生部門と福祉部門がより一層連携して情報共有や支援を進めることが重要だと考えます。また、行政は飼い主への啓発や市民ボランティアへの支援を強化して問題の発生を防止し、人と動物が共生できる街づくりを推進していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

次に、情報提供に對する取組について伺います。

昨年9月の神奈川区の大口病院の事件から1年が経過しました。

あらためて、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたします。

大口病院で発生した入院患者死亡事件に前後して、本市宛てに、外部からの情報提供が複数寄せられていました。

これらの情報提供への本市の対応について、外部有識者で構成する検証委員会からは、「初動段階の対応は極めて不適切」、「当事者意識が欠如している」など、厳しい指摘を受けています。

健康福祉局では、検証委員会からの指摘を踏まえ、本年5月に、生命・身体に危害が及ぶような事件・事故につながる可能性のある情報提供に對する対応指針を策定し、市民の安全・安心の確保に努めるとしてしています。そこで、

(1) 大口病院の事件を通して、外部からの情報提供への対応について得られた教訓は何か、健康福祉局長に伺います。

【健康福祉局長答弁】

今回、健康福祉局が策定した対応指針では、情報提供の内容が緊急性や重大性等を有する場合には、柔軟かつ適切に対応していくとのことですが、一方で、本年7月に、資源循環局で、産業廃棄物処理に係る通報者の情報を漏えいするという重大事案が発生しています。

こうした事案は、日々、様々な情報が寄せられる自治体業務のどこでも起こり得ることだと考えられ、改めて、本市の全ての職員が、外部からの情報提供に適切に対応していくことが求められています。そこで

(2) 外部からの情報提供について本市全体として、どのような課題認識を持ち、対応していくのか、市長に伺います。

【市長答弁】

行政は常に高い感度を持ち、些細な危機情報をキャッチし、対応しなければなりません。また、公務員として職務に臨む意識を常に考えていかなければいけません。

これまで本市で発生した事案から得られる教訓を十分生かすとともに、コンプライアンス委員会などでの議論の結果を、各所属に確実にフィードバックし、適切な対応方法を職員一人ひとりがしっかり理解し、実行することによって、市民の安全、安心、生命を守っていただくことを強く要望し、私の質問を終わります。